解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年八月十三日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

京都府南丹市園部町若森大橋七番地の一

若森生産森林組合

代表清算人　中井　博文

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年七月三十日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

愛媛県西条市飯岡二二四八番地

財団法人飯岡公益会

代表清算人　高橋　武市

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年八月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

福井県福井市御幸四丁目一番一一号

財団法人福井県骨材工業振興基金協会

代表清算人　髙橋　英一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年六月二十六日開催の総代会の決議により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

佐賀県西松浦郡西有田町立部乙四二番地

清算法人西有田土地改良区

代表清算人　岩永　澄則

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年八月三日秋田県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

秋田県秋田市山王四丁目二番三号（秋田県市町村会館内）

秋田県町村土地開発公社

代表清算人　齋藤　正寧

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

横浜市都筑区見花山一番地二五

特定非営利活動法人ライフナビよこはま

清算人　佐藤　慶子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年十二月二十二日長崎県知事の命令により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

長崎県大村市玖島一丁目二五番地

清算法人大村市土地改良区

代表清算人　山下　常道

配当公告

愛知県西尾市城崎町六丁目一七番地

破産者　株式会社田中屋

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十三年（フ）第三八八号破産事件の中間配当（第一回目）を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五〇八、一八六、五八五円

一、配当をすることのできる金額

（内優先的破産債権額　金九六、九二八円）

金二五、五〇一、四一四円

平成二十四年八月三十一日

愛知県岡崎市祐金町一二五ジブラルタ生命岡崎ビル六階山本健司法律事務所

破産管財人　山本　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区二日町二七番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区二日町九番一号

被相続人　亡　奥山　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

宮城県仙台市青葉区大町一丁目二番一六号

大町佐藤屋ビル三階

相続財産管理人　菅野　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市保戸野すわ町四一一番地、最後の住所秋田県秋田市将軍野東三丁目四番四三号

被相続人　亡　木村　義郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

秋田県秋田市山王七丁目七番一号弁護士法人廣嶋法律事務所

相続財産管理人　石田　英憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市旭区左近山一五七番地三〇、最後の住所横浜市旭区左近山一五七番地の三〇左近山団地三街区一一棟二〇一号

被相続人　亡　千葉　律夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

横浜市中区不老町一―六―一〇苗場ビル七階

相続財産管理人　弁護士　小野　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市西川口二四二三番地、最後の住所新潟県長岡市西川口二四三三番二

被相続人　亡　関　弘藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市中込一六五番地五、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字追分一六〇七番地四　愛泉会軽井沢治育園

被相続人　亡　菊池　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

長野県佐久市岩村田八二二番地

相続財産管理人弁護士　大井　基弘

第64期決算公告

平成24年6月29日　東京都豊島区西池袋5丁目13番13号

東都自動車株式会社

代表取締役　宮本　繁樹

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	(38,232)	（負債の部）	(14,122)
流動資産	5,607	流動負債	969
固定資産	32,625	固定負債	13,153
有形固定資産	23,313	（純資産の部）	(24,110)
無形固定資産	65	株主資本	24,094
投資その他の資産	9,247	資本金	92
		資本剰余金	860
		利益剰余金	23,142
		（うち当期純利益）	(13)
		評価・換算差額等	16
		その他有価証券評価差額金	16
資産の部合計	38,232	負債・純資産の部合計	38,232